

第六回全仏園藝大会

No. 347

全仏

4/89

ルンビニー園復興にご協力を



菩提樹の根で崩壊しつつあるマヤ堂

全日本仏教会

第六回全仏囲碁大会

五十嵐英弘師が優勝(ラス)



盤面に意を凝らす対局者たち

.....

本会主催による第六回囲碁大会(仏教タイムス社後援)が、去る三月八日、東京市ケ谷の日本棋院で開催された。

当日は、朝からあいにくの雪もようであつたが、各地から三十名の僧侶棋士が参加した。

午前十時から開会式があり、白川事務総長が挨拶、米馬規雄実行委員長のルール説明を受けた後、参加者はそれぞれの段級に応じて四クラスに分かれ、熱戦が繰り広げられた。また、手空きの人のために、石田章九段、鄒海石五段が指導碁を行い、大変好評だった。



東京 文兵衛 75歳 自民・現

参院選

全仏の推薦候補

特にAクラス(五段以上)は十二名の強豪が激戦を繰り広げ、埼玉県から参加の五十嵐英弘師(真言宗智山派)が優勝した。



優勝カップを受ける五十嵐師

競技の結果は次の通り。(敬称略)

Aクラス(五段以上)

優勝 五十嵐英弘(真言宗智山派)

準優勝 辻本 真 (真宗大谷派)

Bクラス(三・四段)

優勝 阿部 正倫(真言宗豊山派)

準優勝 津田 俊良(浄土宗)

Cクラス(初・二段)

優勝 武田 芳俊(浄土真宗本願寺派)

Dクラス(一級以下)

優勝 小平 孝賢(真言宗豊山派)

準優勝 平塚 隆光(曹洞宗)

午後五時から表彰式が行われ、米馬実行委員長から成績の発表があり、各クラスの優勝、準優勝者には、白川事務総長から純銀製の全仏カップ並びに記念品が授与された。

その後、懇親会が杜多国際文化部長の司会で行われ、参加者は囲碁を通じて、宗派を越えた親睦をはかっていた。

- ①真言宗豊山派 ②東大法卒 参議院予算委員長 環境庁長官

本年七月に予定されております第十五回参議院議員通常選挙に、本会は加盟団体より申請のあった立候補予定者に対し、推薦状を交付して支援いたします。今後、各団体より申請のあった順に、本誌に掲載し、ご紹介いたします。

- ①推薦団体 ②略歴 ③現職

第20回日本仏教文化会議

第二十回日本仏教文化会議は、「ルンビニ園の復興問題」をテーマに、来たる六月中にも開催される予定となった。去る一九七八年に実施された、第十二回世界仏教徒会議日本大会の宣言に基づいて計画が決まったルンビニ園の復興事業も、委員会設置期間が余すところあと一年となった。

そこで、この問題に関し、専門家の徹底した討議を通して、広く一般の人たちにも、復興事業への理解を深めてもらいたいと、特に企画されたものである。なお、詳細については、今後、運営委員会にて協議される。

日本の心を伝える



寺院内陣荘厳・仏具納骨堂工事

はせがわ

西日本本部/福岡市博多区博多駅前日生ビル ☎092(472)1621(代)

東京本部/東京都中央区銀座共同ビル新銀座 ☎03(541)3891(代)

寺院専門工場 横浜谷川仏具工事/直方市大字中東明日香台 ☎09492(4)7211(代)

仏教伝道文化賞

松原泰道師が受賞

第二十三回仏教伝道文化賞(仏教伝道協会主催・沼田智秀会長)の贈呈式が、去る三月十六日午前十一時から、東京・芝の仏教伝道センタービルで行われた。

贈呈式は、多数の来賓者が参列する中、沼田会長による莊嚴(献華・献燈・献香)で始まり、林洋子氏の『仏教聖典』朗読が行われた。つづいて佐藤密雄仏教伝道文化賞選定委員長が、葉上照澄顧問の選化に対して追悼の言葉を述べ、その後、審査報告を行った。

今回の受賞者は次の通り。

- 文化賞 B項 前田 常作氏
- C項 松原 泰道師
- 誉田 玄昭師
- 功労賞 小林與三次氏

文化賞を受賞した前田常作氏(六十二歳)は、三十年にわたり「曼荼羅」の研究に努め、独特の曼荼羅の世界を描きつづけている。作品には一連の「マンダラ図シリーズ」があり、諸外国でも高い評価を受けているといわれる。現在は武蔵野美術大学西洋画科教授として、学生の指導に当たっている。

南無の会会長の松原泰道師(八十一歳)は、ベストセラーとなった『般若心経入

門』をはじめとする数多くの著作で有名。接する人すべてを暖かい宗教的雰囲気包みこむ伝道者として、宗派を越えた大衆伝道の第一人者として、幅広く活躍している。

功労賞を受賞した誉田玄昭師(七十三歳)は、無形文化財「天台声明」の第一人者である。国内はもとより、フランス、西ドイツ、ベルギー等の海外での公演などに尽力され、現在は「天台声明」の伝承と後継者の育成、唱法の比較研究、秘曲の発掘に努めている。



賞状を受ける松原師

日本テレビ放送網会長の小林與三次氏(七十五歳)は、創立者の正力松太郎氏の遺志を継ぎ、自主番組による「宗教の時間」を放映して、仏教界に貢献してきた。また、全国青少年教化協議会の事業を後援するなど、仏教の外護者としても活躍している。

各受賞者は、佐藤委員長から賞状・賞品を贈呈され、それぞれに入賞の喜びを語った。

その後、祝宴がなやかなうちにとり行われ、来賓者から受賞者に対して、賛辞が述べられた。

花まつりポスター

花まつり



|| 広く統一してご利用下さい ||

花まつりの行事は年々盛大に行なわれていますが、さらに全国的に浸透せしめるため、全日本仏教会では写真のような統一したポスターを作成、広くご利用頂けるよう頒布しております。

明るい春の野に静かに立って、天と地をさすお釈迦さまの姿は、見る人の心に安らぎを与えることと思います。

下記の要領にて頒布いたしますので各県仏、郡市仏、各寺院、幼稚園、保育園など広くご利用下さい。

◎サイズ 七五センチ×五二センチ
◎定価 一枚 百円
送料実費

◎申込先 東京都港区芝公園四―七一四 全日本仏教会国際文化部花まつり係

※送付に時間のかかることもありまして、お早めにお申込み下さい。毎年ギリギリの申込みで四月八日に間に合わないことがありますので……。



剛山浩義 (全仏財務部長)

平成元年四月一日から、消費税が実施されます。

消費税は、①国内において②事業者が事業として③対価を得て行われる④資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供、があった場合に課税されますので、ほとんど総ての取引がその対象となります。

従って、消費税の対象となるか否かの判断は、①から④の要件をすべて具備しているか否か、ということになります。

このうち、宗教法人にとって最も重要なものは、③の要件です。宗教活動に伴う収入であるお布施は、④の資産の譲渡には相当するものの、読経の対価ではなく、喜捨金であるため③の要件を満たしませんので、課税の対象とはなりません。寄付金、戒名料等も同様の考え方により不課税となります。

一方、宝物館、資料館等における入場料は、法人税法上、非課税となっておりますが、③の要件を満たすことから、消費税の課税対象となりますので、ご注意ください。

消費税の基本的仕組みは、取引の各段階ごとに三%の税を課し、しかも税金分

は累積させずに取引価格に上乘せられて次々と転嫁し、最終的に消費者が負担するという間接税です。ですから、事業者には税負担はありませんが、納税義務者として、徴収した消費税額を国家へ納付しなければなりません。

例えば、今まで八〇〇円で仕入れ、一〇〇〇円で販売していた商品は、仕入れ、販売の各段階で三%の消費税が上乘せられますので、今度は仕入れに八二四円かかり、一〇三〇円で販売することになります。事業者は売上げに対する消費税三〇円から、仕入れにかかった消費税二四円を控除した六円を、消費税額として納付します。

これを計算式で示せば、納付税額＝年間課税売上×三%－年間課税仕入×三%、となります。但し、年間の課税売上高が三千万円以下の事業者は、納税免除となります。課税売上高とは、消費税の対象となる売上高だけであって、不課税である布施収入や、後述する非課税収入は含まれません。また、三千万円以下であるかどうかは、前々事業年度の売上高で判断します。

消費税では、消費に広く薄く負担を求めるという観点から、課税を原則としていますが、社会政策的配慮に基づくものや消費という概念に

なじまない取引は、非課税としています。

宗教法人が関する主な取引と、消費税との関係を示すと、次のようになります。

- 不課税取引・・・①お布施、戒名料等の収入 ②お守り、お札、おみくじの販売 ③線香、ろうそく、生花(寺院で販売する場合) ④宿泊施設の提供(一泊二食、千五百円以下) ⑤結婚式の挙式部分 ⑥拝観料 ⑦護持会費
- 非課税取引・・・①寺院墓地、霊園の永代使用料 ②土地の貸付け ③幼稚園等の保育料及び検定料 ④包括宗教法人が法令に基づき徴収する事務手数料

- 課税取引・・・①建物の貸付け ②駐車場の経営 ③宝物館等の入場料 ④新聞、書籍、教典の出版、販売 ⑤茶道、生花、書道等の教授業

法人税法では、家賃収入も地代収入も、収益事業と見なされて課税されますが、消費税法では、地代収入は非課税とされており、しかし、土地の貸付けであっても、貸付け期間が一ヶ月に満たない場合や、建物、駐車場その他の施設の用に伴って土地が使用される場合は課税になります。

地代収入が非課税とされている消費税法では、大部分の宗教法人が、課税売上高三千万円以下の免税事業者になるものと思われ、従って、課税対象になる取引を行っても、その期間は消費税が課せられませんが、課税仕入れに係る消費税額の控除もできないこととなります。また、宗教法人は、不課税取引が中心となるため、税転嫁がむづかしく、その分、自己で負担することになります。

このように、宗教法人は事業者と消費者的要素の強い立場とを有することや、法の運用、解釈の面からも、その実施において、少なからぬ影響を受けるものと思われます。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

園ニ一ルンビ

杜多 徳雄
(全仏国際文化部長)

復興の現況と展望

①

釈尊ご誕生の地である

ルンビニ園は、ネパール王国のほぼ中央の平野部、インドとの国境近くに位置する。この地は、釈尊成道の地・ブツダガヤ、初転法輪の地・サルナート、涅槃の地・クシナガラと共に四大仏跡とよばれ、仏教徒にとって重要な聖地である。

この地は、釈尊成道の地・ブツダガヤ、初転法輪の地・サルナート、涅槃の地・クシナガラと共に四大仏跡とよばれ、仏教徒にとって重要な聖地である。

仏典によれば、釈尊がお生まれになった当時、この地は無憂華が咲きみだれ、緑あふれる美しい園であったという。紀元前二四九年には、仏教に深く帰依したアショカ王がこの地を参拝のため訪れ、これを記念して石柱を建立している。この石柱には、この地が釈尊のお生まれになられた地であり、ルンビニ村は租税を免する、という意味の碑文が刻まれている。

また、ルンビニ園には、僧院や仏塔なども造立されたとみられ、マヤ堂のまわりから、その遺跡の一部が発掘されている。

いる。

このように、緑あふれ、数多くの仏教施設があったとみられる釈尊ご誕生の聖地も、時を経るにしたがいすっかり荒廃



ネパールを訪問した折、ルンビニ園を参拝し、世界の仏教徒にとって聖地であるこの地を復興することを提唱した。これをうけ、一九七〇年(昭和四十五年)には、ネパール国連常任大使を議長として、アフガニスタン、ビルマ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ネパール、パキスタン、シンガポール、スリランカ、タイ、日本の十三ヶ国により、ルンビニ開発国際委員会が組織された。

国連では、ルンビニ園復興のためのマスタープラン(基本設計)の作成を丹下健三氏に依頼、一九七八年(昭和五十三年)にはマスタープランが完成した。

この計画は、当初遺跡の修復、保存という限られたものであったが、その後、ネパールの経済、文化、観光面の発展計画の一環として進められることになった。この計画の完成に要する費用は約六千万ドルと見積もられており、そのほとんどを国際的寄付によりまかなうことになっている。

ようやく工事に着手した中央友情橋
.....
し、現在は、マヤ堂、アショカ王柱、そしてマヤ夫人が沐浴したと伝えられる池を残すのみである。

一九六七年(昭和四十二年)、当時の国連事務総長であったウ・タント氏は、

ター、文化センター、僧院地区の四つの主要なる部分よりなる。

○聖なる園

マヤ堂、アショカ王柱がある地域で、ルンビニ園の最南端部に位置する。この地域は、雨期にはよく冠水するため周囲に円形の堤防が設けられる。アショカ王柱、マヤ堂の周辺には、古代の僧院、仏塔などの遺跡がうまっております。この地域を改修造園するためには、まず十分なる考古学調査を行うことが必要である。

○ルンビニセンター

このセンターは、ルンビニ園の管理施設の中心であり、同時に聖なる園参拝への出発点となる。管理センター、医療センター、情報センター、巡拝者の宿泊施設等がつくられる。

○文化センター

ルンビニセンターに隣接し、博物館、図書館、公会堂等の設備がある。

○僧院地区

中央運河の両側に位置する。西側は大乗仏教地区、東側は上座仏教地区になり、各国により僧院が建立される予定になっている。

○中央運河

聖なる園とルンビニセンターを結び、全長は約一・四km。運河の両側に歩道がつくられ、ここを通って聖なる園にむかうことになる。

また、体の不自由な人やお年寄りのため、船で運河を往復できるようにもなっている。

同和推進十年の歩み

①

曹洞宗人権擁護推進本部事務局長 伊東俊彦

本年は、第三回世界宗教者平和会議における「町田差別発言事件」から十年目の年にあたる。この間、我が国の宗教界では、「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議」の結成をはじめとして、各教団においても差別問題へのとりくみが進められてきた。

曹洞宗では、「差別発言」に対する部落解放同盟の「確認糾弾会」において指摘を受けた諸差別事象、および教団の点検により明確になった諸差別事象の改正についてのとりくみを推進してきた。これらの課題は、つぎの四つに集約される。(一)「差別戒名」を中心とする差別事象の改正に関する問題、(二)「差別図書」に関する課題、(三)「身元調査」拒否運動に関わる課題、(四)「業論、因果論を含む教学の点検と教団の差別体質改善の問題、である。これらの課題の解決に向けて、曹洞宗では、一九八二(昭和五七)年より、宗務庁に「曹洞宗人権擁護推進本部」を新設し、とりくみ体制の強化をはかるとともに、宗内の各宗務所にも「人権擁護推進員」を置き、宗務所管内の人権研修その他のとりくみの企画・運営をは

じめとする啓発活動の推進をはかるべく、宗門機構の改革がなされた。

さて、各課題のとりくみ現況は、以下のとおりである。

(一)「差別戒名」を中心とする差別事象の改正について 「差別戒名」は、一

仏両祖の教えに違うものであり、かつ、身元調査に直接関わる問題であることから、改正は急務のことである。現在、差別事象の改正作業の前提となる第二次調査を継続実施中であるが、調査を必要とする寺院二七二か寺中、これまでに調査の終了した寺院は、一四九か寺(一月末日現在)であり、やっと半分を終えたところである。なお、調査の終了した寺院では、差別事象があった場合、直ちに改正作業に着手することができるのであるが、これまでに作業の完了した寺院は、わずかに十数か寺のみである。したがって、この問題は、これからの課題であるといわねばならないが、一日も早い解決が望まれている。

(二)「差別図書」に関する課題では、当初より四種類の書籍について、おの補訂覆刻本との交換回収を行って

明し、回収が行われている。「家庭訓」は、戦後まもなく著された本であるが、第三版を現永平寺貫首が出版したもので、その内容に、「家長制的」志向や血統尊重、結婚粛清、女性蔑視、その他の差別や差別語が無批判に用いられている。また、「跳龍」は、大本山総持寺の伝道機関誌であるが、掲載のエッセー「同和問題に寄せて」の中で、インドのドリットの人々について、「不可触賤民」「賤民」の用語を十数回にわたって用い、なおかつ、部落問題の解消には、被差別部落の人々の自力更生が最も大切であるとする、極めて差別的な「地対協路線」を主張したものである。これらの図書は両大本山の「人権擁護推進室」を窓口として、現在回収が進められている。

(三)「身元調査」拒否運動について 曹洞宗では、当初より、過去帳の閲覧禁止(ラベル)の指導や、「身元調査お断り」ポスターの作成配布などを通して、キャンペーンを推進してきた。しかるに、一九八四(昭和五九)年、広島県内の本宗寺院において、「家系

きたが、一種類を除いては、未だ完全回収には至っていない。さらに、近年、「家庭訓」「跳龍」(一九八七年六月号)が差別図書であると判

明し、回収が行われている。「家庭訓」は、戦後まもなく著された本であるが、第三版を現永平寺貫首が出版したもので、その内容に、「家長制的」志向や血統尊重、結婚粛清、女性蔑視、その他の差別や差別語が無批判に用いられている。また、「跳龍」は、大本山総持寺の伝道機関誌であるが、掲載のエッセー「同和問題に寄せて」の中で、インドのドリットの人々について、「不可触賤民」「賤民」の用語を十数回にわたって用い、なおかつ、部落問題の解消には、被差別部落の人々の自力更生が最も大切であるとする、極めて差別的な「地対協路線」を主張したものである。これらの図書は両大本山の「人権擁護推進室」を窓口として、現在回収が進められている。

(三)「身元調査」拒否運動について 曹洞宗では、当初より、過去帳の閲覧禁止(ラベル)の指導や、「身元調査お断り」ポスターの作成配布などを通して、キャンペーンを推進してきた。しかるに、一九八四(昭和五九)年、広島県内の本宗寺院において、「家系

図差別事件」が惹起した。問題の「家系図」は、寺院住職が檀徒の求めに応じ、過去帳に基づいて作成したものであるが、当該の檀徒が被差別部落出身者でないことを証明するものであった。本宗における、身元調査を「しない・させない・許さない」意識の育成は、このことから学び得るように、未だ徹底していないことが知られる。

(四)教学の点検と教団の差別体質の問題 「家系図差別事件」を通して、教団の本来の教えと現実の宗侶の在りようのギャップをうめるべき、「道元禅師の人間観と部落解放」のテーマに答えることが教団の課題となっている。これまでのとりくみの中で、「三時業」の問題を糸口として研究が始められているが、本年度より新たな機関も設置され、本格的に点検作業が始められる予定である。また、宗侶の日々の行動の規範である「行持規範」の改定も一部なされたが、教団の組織機構に関わる諸課題も、点検作業が継続されている。

以上が、これまで継続してきたとりくみであるが、その他の課題として、宗議会の人権研修に法務局より講師を招へいしようとした件、宗務庁内関係者の差別発言事件、師家養成所における講師ならびに所員の差別発言事件、などが、特に宗務庁役職員のとりくみ意識の不徹底さが課題となっている。今年度より、新たなカリキュラムのもと、初心にかえて研修が実施される予定である。

これからの寺院運営

①

なぜ記帳が必要なのか

高木 正博
(山一証券財務コン
サルタント室部長)

宗教法人の皆様にとって、一番遠い問題である、帳簿の記帳及び、税務の問題について、お話ししたいと思います。

皆様方の御宗門の、千二百有余年にわたる御教義と、昭和二十六年の公布以来、わずかな歴史しか持たない、宗教法人に関する税法とは、もとより、なじまないものがございます。何故、記帳を行うのか、わかりにくい点、多々ありのこのと思います。

毎日の金銭の出入りを明確に

宗教法人法では、皆様方御住職さんは、宗教法人の御住職であられます。表現を変えますと、宗教法人という会社の社長

というお立場と、寺族のお父さんというお立場の、二つのお立場を兼ねていることになりす。

帳簿を記帳する第一の理由として、今お話しした二つのお立場、即ち、宗教法人の責任者である、という問題があります。つまり、皆様方の行った行為を、帳簿に記帳して、はじめて、宗教法人が、その行為を決定し、施行したということになるわけです。個人のお立場であれば、個人の考えですべてが行えるわけですが、宗教法人法では、宗教法人という人格のないものに、法的に人格を与え、対外的に責任を負わせようというものですから、そこに、記録の保存という問題が発生したわけでございます。

しかし、一般企業のように、営利追求のために帳簿を記帳するのではないことは当然です。お金の出入りがはっきりわかるようにするための帳簿であり、勘定課目を作って、記載していくということでございます。

第二の理由は、徴税側の考え方にあります。徴税側では、宗教法人において、個人として支弁すべきものが、ややもすると、法人で支弁されやすいと考えてい

るようでございます。帳簿に記帳しておくことで、税務調査の折に、税務当局との不必要な対立を避けることができると思えます。

第三の理由として、皆様方の、檀信徒の方々に対する会計上の責任という問題があります。教義からみますと、在家のものが、出家された皆様方に対して、布施をすることは当然の理でございますが、現在の社会通念からみますと、布施をされた檀信徒の方々に、会計の開示が必要時代かと思えます。

会計帳簿の必要性については、宗教法人法第二十五条第一項で、毎会計年度終了後三カ月以内に、財産目録を作成しなければならぬ旨、規定されております。これは、貸借対照表、或いは収支計算書を作成せよということですが、

わかりやすく言えば、毎日、入金と出金の名目と金額を区分けして、現金出納簿に記帳すればいいわけです。特に複雑な会計処理は必要ありませんので、仏教会単位で、記帳の御指導をされたいければ十分ではないかと思えます。

非収益事業と収益事業の収入の区別を

それでは、具体的に、どんな名目で宗教法人のお金の出入があるのかを考えてみましょう。

宗教法人の収入を大別しますと、布施収入、会費収入、資産収入、雑収入、特別会計繰入金等に分かれます。これらの項目は、決まっているわけではありませんから、皆様方がわかりやすいように決めて結構でございます。ただ、毎回変えますと、徴税側が困りますので、継続性を持たせることが重要です。

この中で、収入の多くの部分を占める布施収入の内容については、あまり異論はないと思えます。会費収入は、護寺会費等です。資産収入は、地代・家賃・権利金・境内地の一部を貸付けることで得ている収入等です。

ここで注意すべきことは、非収益事業と収益事業の区別です。皆様方の本来の宗教活動による収入、即ち、布施収入や護寺会の収入等は、非収益事業による収入であり、課税されるはずもございません。非収益事業のみを行っている寺院さんでは、一つの帳簿でいいわけで、帳簿さえ整備しておけば全く問題ございません。しかし、収益事業をされている場合は、もう一つ、収益事業のみの帳簿を記帳する必要があるということですが、

ただ、平成元年四月より、新たに消費税の問題が生じてきました。これが寺院経営に、どのように影響してくるかを考えてみましょう。

寺院は消費税の転嫁がむずかしい

ひとつは、寺院は非課税団体ですが、仕入れるものについては、四月一日以降

三〇課税され、その分高くなることです。塔婆、生花等、すべて三〇高くなるわけです。

二つ目は、普通の法人であれば、仕入にかかる三〇を、次の段階に転嫁できるのですが、宗教法人では、それがしにくいことです。即ち、三〇、布施をアップということとは、できないと思うわけです。三つ目は、法衣であれ、什器備品であれ、三〇のコストアップは避けられないことです。

確かに、宗教本来の行為には課税関係

国際専門委員会

バングラ現地調査をさめる

昭和六十三年度の第二回国際専門委員会が、去る三月十六日午後一時三十分から、明照会館研修室で開催された。

最初に、近藤隆敬委員長の挨拶が行われ、議事に入った。

議題「バングラレイシユ救援金について」

本会では昨年から、洪水による被害に対し、救援金の募集を行ってきたが、その状況がどうなったか、現地調査を近く実施することになった。

つづいて、事務局より「ルンビニー復興報告」及び「世界仏教徒会議ロサンゼルス大会報告」が行われ、最後に、「海外よりの仏教徒の受け入れ体制について」協議が行われた。

一九八九年四月一日発行
四月号 第三四七号

が生じませんが、間接的には、今申しあげた三点において、消費税が皆様方にも影響してきます。これが、寺院の運営費をアップさせることは間違いない事実であろうかと思えます。

本稿は、各地で開催されております「宗教法人セミナー」(主催は各県仏教会)の講演内容を、講師の高木正博氏にまとめていただいたものです。

哀悼

葉上照澄師

三月七日、八十五歳で遷化。比叡山延暦寺長禪。

事務局録事

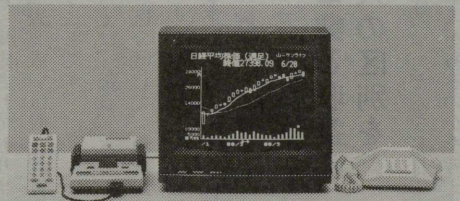
(三月)

- 二日 宗教法人セミナー(新潟)
- 三日 局内会議
- 八日 囲碁大会
- 九日 法律相談室
- 十日 局内会議
- 十三日 宗教法人セミナー(大阪)
- 十六日 仏教伝道文化賞受賞式出席
国際専門委員会
- 十七日 同和委員会
- 二十七日 天皇制シンポジウム出席
- 二十八日 局内会議
- 三十日 医療と宗教を考える会出席

発行人 白川良純 発行所 財団法人全日本仏教会

〒一〇五 東京都港区芝公園四一七
電話 〇三(四三二)九二七五

ファミコンで、リアルタイムの株式投資。
時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



山一のサンライン

ピピッと株式、ファミコンで。

お申込みは最寄りの山一証券、本・支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

平日/8:30-17:00
土曜(第2・3を除く)/8:30-12:00
☎(局番なし) 0120-001234

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏書に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上 〒103 東京・日本橋局区内 山一証券証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券
サンラインF-III
全仏